

# 令和4年度 入札・契約制度の改善について

令和4年5月

## ① 改正内容

工事における調査基準価格及び最低制限価格の計算式の見直し

## ② 改正理由

今般行われた国土交通省及び中央公契連モデル（※）の低入札価格調査基準の計算式改正の趣旨を踏まえ、調査基準価格及び最低制限価格の計算式中、一般管理費の算入率を0.55から0.68に引上げを行う。

（※）工事請負契約に係る低入札価格基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

## ③ 算定式

下記の①～④に掲げる額の合計に1.1を乗じた額

区分		①	②	③	④	備考	
調査基準価格	土木工事	直接工事費×0.97	共通仮設費×0.9	現場管理費×0.9	一般管理費×0.55 ⇒0.68	ただし、左欄の計算式により算出した額が予定価格に7/10を乗じて得た額を下回る場合にあっては予定価格に7/10を乗じて得た額を、予定価格に9/10を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に9/10を乗じて得た額を、調査基準価格とする。	
	建築工事（建設物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。）	直接工事費×0.9×0.97	共通仮設費×0.9	（直接工事費×0.1+現場管理費）×0.9	一般管理費×0.55 ⇒0.68		
調査基準価格	工場制作を含むもの	鉄橋制作・架設工事 工場制作のみ	直接工事費×0.97	間接労務費×0.9	工場管理費×0.9		一般管理費×0.55 ⇒0.68
		架設工事のみ	直接工事費×0.97	間接労務費×0.9	工場管理費×0.9		一般管理費×0.55 ⇒0.68
		工事制作+仮設工事	直接工事費×0.97	（間接労務費+共通仮設費）×0.9	（工場管理費+現場管理費）×0.9		一般管理費×0.55 ⇒0.68
	機械設備制作・据付工事	制作のみ	直接工事費×0.97	間接労務費×0.9	（工場管理費+設計技術費）×0.9		一般管理費×0.55 ⇒0.68
		据付工事のみ	直接工事費×0.97	共通仮設費×0.9	（現場管理費+据付間接費+設計技術費）×0.9		一般管理費×0.55 ⇒0.68
		制作+据付工事	（直接製作費+直接工事費）×0.97	（間接労務費+共通仮設費）×0.9	（工場管理費+現場管理費+設計技術費）×0.9		一般管理費×0.55 ⇒0.68
	電気通信設備制作・据付工事	機器単体費のみ	直接製作費×0.97	間接労務費×0.9	工場管理費×0.9		一般管理費×0.55 ⇒0.68
		ただし、機器単体費として一式計上し、上記の費目に分離できない場合は次のとおりとする。 （機器費×0.907）×1.1					
		工事費のみ	直接工事費×0.97	共通仮設費×0.9	（現場管理費+機器間接費）×0.9		一般管理費×0.55 ⇒0.68
		機器単体費+工事費	（直接製作費+直接工事費）×0.97	（間接労務費+共通仮設費）×0.9	（工場管理費+現場管理費+機器間接費）×0.9		一般管理費×0.55 ⇒0.68
ただし、機器単体費として一式計上し、上記の費目に分離できない場合は次のとおりとする。 [（機器単体費×0.907）+ {直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+（現場管理費+機器間接費）×0.9+一般管理費×0.68} ]							

区分		①	②	③	④	備考	
最低 制限 価格	土木 工事	直接工事費×0.97	共通仮設費×0.9	現場管理費×0.9	一般管理費×0.55 <b>⇒0.68</b>	ただし、左 欄の計算式 により算出 した額が予 定価格に8/ 10を乗じて 得た額を下 回る場合に あつては予 定価格に8/ 10を乗じて 得た額を、 予定価格に9 /10を乗じ て得た額を 超える場合 にあつては 予定価格に9 /10を乗じ て得た額 を、最低制 限価格とす る。	
	建築工事（建設物 に係る機械設備工 事及び電気設備工 事等を含む。）	直接工事費×0.9× 0.97	共通仮設費×0.9	（直接工事費×0.1 +現場管理費）× 0.9	一般管理費×0.55 <b>⇒0.68</b>		
最低制 限価格	工場 制作 を含むもの	鉄橋制作・架 設工事	工場制作 のみ	直接工事費×0.97	間接労務費×0.9	工場管理費×0.9	一般管理費×0.55 <b>⇒0.68</b>
		架設工事 のみ	直接工事費×0.97	間接労務費×0.9	工場管理費×0.9	一般管理費×0.55 <b>⇒0.68</b>	
		工事制作+ 仮設工事	直接工事費×0.97	（間接労務費+共通 仮設費）×0.9	（工場管理費+現場 管理費）×0.9	一般管理費×0.55 <b>⇒0.68</b>	
	機械設 備制 作・据 付工事	制作のみ	直接工事費×0.97	間接労務費×0.9	工場管理費×0.9	一般管理費×0.55 <b>⇒0.68</b>	
		据付工事 のみ	直接工事費×0.97	間接労務費×0.9	工場管理費×0.9	一般管理費×0.55 <b>⇒0.68</b>	
		制作+据付 工事	直接工事費×0.97	（間接労務費+共通 仮設費）×0.9	（工場管理費+現場 管理費）×0.9	一般管理費×0.55 <b>⇒0.68</b>	
	電気通 信設 備制 作・据 付工 事	機器単体 費のみ	直接製作費×0.97	間接労務費×0.9	工場管理費×0.9	一般管理費×0.55 <b>⇒0.68</b>	
		ただし、機器単体費として一式計上し、上記の費目に分離できない場合は次の とおりとする。〔機器費×0.907〕×1.1					
		工事費の み	直接工事費×0.97	（間接労務費+共通 仮設費）×0.9	（工場管理費+現場 管理費）×0.9	一般管理費×0.55 <b>⇒0.68</b>	
		機器単体 費+工事費	（直接製作費+直接 工事費）×0.97	（間接労務費+共通 仮設費）×0.9	（工場管理費+現場 管理費）×0.9	一般管理費×0.55 <b>⇒0.68</b>	
ただし、機器単体費として一式計上し、上記の費目に分離できない場合は次の とおりとする。〔（機器単体費×0.907）+〔直接工事費×0.97+共通仮設費× 0.9+（現場管理費+機器間接費）×0.9+一般管理費×0.68〕〕							

（注）算定においては、各費目に所定の率を乗じたもの（円未満切捨て）の合計に、1.1を乗じた額（円未満切捨て）とする。

### 【理由】

国土交通省及び中央公契連モデルの低入札価格調査基準の計算式が改正されたため

### 【適用時期】

令和4年6月以降に公告を行う工事から適用